

第 1533 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 令和 7 年 9 月 4 日 木曜日
開会 9 時 00 分 閉会 9 時 50 分

2 場 所 京都市役所北庁舎 7 階 教育委員会室

3 出席者 教 育 長 稲田 新吾
委 員 笹岡 隆甫
委 員 野口 範子
委 員 石井 英真
委 員 松山 大耕

4 欠席者 委 員 濱崎 加奈子

5 傍聴者 なし

6 議事の概要

(1) 開会

9 時 00 分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1532 回京都市教育委員会会議の会議録について、全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 5 件

イ 非公開の承認

議案 3 件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件であり、京都市教育委員会会議規則第 3 条に掲げる「非公開事項」に該当するため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全員の承認が得られた。

ウ 非公開の宣言

教育長から、議案 3 件について、会議を非公開とすることを宣言。

エ 議決事項

議第 13 号 京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第 14 号 京都市会計年度任用教職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 文田 教職員人事課担当課長)

議第 13 号及び議第 14 号について、説明させていただく。なお、本議案は、6 月 26 日の教育委員会で審議いただいた「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正」に基づき、その詳細な運用等を規則で定めようとするものである。

今回、国において一部改正された育児・介護休業法の趣旨を踏まえ、6 月 26 日教育委員会会議で審議・議決を経て、改正条例を令和 7 年 8 月 20 日に公布した。この改正条例において、詳細な運用等は「教育委員会が定める」と規定していることから、京都市職員に準じて、新たに規則で定めるものである。

まず、共通する事項として、対象者に対する情報提供及び意向確認を必要としている。これは校長が行う。校長に対して、①面談、②書面の公布、③電子メール等のいずれかの方法によ

って行うことを義務づけることとするものである。

次に、仕事と育児の両立支援についてである。対象者が希望する場合に取得できる制度として、主に①育児短時間勤務、②育児部分休業、③早出遅出勤務、④時間外勤務及び深夜勤務の制限を定めることとしている。

なお、育児休業が対象の子が3歳の誕生日を迎える前までとなっていることもあり、対象の子が1歳11箇月に達する日の翌々日から2歳11箇月に達する日の翌日までの1年間を情報提供及び意向確認を行う期間とするものである。

続いて、仕事と介護の両立支援について、対象者が希望する場合に取得できる制度として、主に①早出遅出勤務、②時間外及び深夜勤務の制限、③介護休暇、④介護時間を定める。介護時間については、これまで勤務時間の始め又は終わりに限って取得できていた条件を撤廃し、勤務時間内であれば2時間の範囲内でいつでも取得できることとする。

以上の新たな運用等については、正規及び臨時的任用教職員に適用するものである。会計年度任用教職員については、別途定めていることから、正規等の例に準じて別に定めるよう規定するものである。

最後に、規則の施行時期についてである。本日議決いただければ、改正条例と同様、法改正の施行の日（令和7年10月1日）からの適用と考えている。

（委員からの主な意見）

【笹岡委員】 意向確認は1歳11箇月からでもよいが、情報提供の時期はもっと早くてもよいのではないか。

【事務局】 これまでから全教職員に対して制度等の周知に努めており、多くの教職員が制度等を知っているところ。今回の趣旨は、3歳になる直前にも改めて周知を行うというものである。

【事務局】 勤務条件冊子と子育て応援ハンドブックを作成しており、全教職員が確認できる。

【松山委員】 深夜勤務の制限とあるが、深夜勤務とはどのような業務を想定しているのか。

【稲田教育長】 災害対応等が想定される。基本的には発生しないもの。

（議決）

教育長が、「議第13号 京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、「議第14号 京都市会計年度任用教職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、各委員「異議なし」を確認、議決。

（4）その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

8月29日 いけばなパフォーマンス in プラネタリウム

8月26日 第74回桧垣バレエ団公演「くるみ割り人形」

○事務局から、当面の日程について説明

（5）閉会

9時50分、教育長が閉会を宣告。

署 名 教育長